

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月25日

【会社名】 株式会社センチュリー21・ジャパン

【英訳名】 CENTURY 21 REAL ESTATE OF JAPAN LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三 津 川 一 成

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目12番16号

【電話番号】 03-3497-0021

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務経理部長 藤 井 誠 之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目12番16号

【電話番号】 03-3497-0021

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務経理部長 藤 井 誠 之

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

平成25年6月19日開催の第30期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金7,500円 総額158,662,500円

ロ 効力発生日

平成25年6月20日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、三津川一成、杉江康次、藤井誠之、守屋光裕、赤羽秀幸、石川幸雄、木造信之、佐藤浩通及び荒谷徹の9氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、松村一三氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	16,642	16	0	(注)1	可決	99.9
第2号議案 三津川一成 杉江康次 藤井誠之 守屋光裕 赤羽秀幸 石川幸雄 木造信之 佐藤浩通 荒谷徹	16,633	25	0	(注)2	可決	99.8
	16,630	28	0		可決	99.8
	16,630	28	0		可決	99.8
	16,635	23	0		可決	99.9
	16,635	23	0		可決	99.9
	16,635	23	0		可決	99.9
	16,628	30	0		可決	99.8
	16,629	29	0		可決	99.8
	16,631	27	0		可決	99.8
第3号議案 松村一三	16,247	411	0	(注)2	可決	97.5

(注)1 第1号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数であります。

2 第2号議案及び第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の出席と、出席した株主の議決権の過半数であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使書による事前行使、当日出席株主のうち当社が賛成、反対、棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たしております。よって上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含まれておりません。

